

# 平成28年度 入札契約制度改正

小松市行政管理部管財課  
(平成28年4月1日改正)

## 1. 最低制限価格及び低入札調査基準価格の改正

(1) 国の中央公契連モデルの改正に伴い、最低制限価格算出要領及び低入札価格調査制度実施要領を改正しました。

- ① 現場管理費の率を80%から90%とする。
- ② 建築・設備工事について、直接工事費のうち現場管理費とみなす経費計上分を15%から10%とする。

(2) スクラップ処分費の取扱いについて明記しました。

項目	改正前	改正後
最低制限価格算出要領 (低入札価格調査制度実施要領)	<p>・最低制限価格(低入札調査基準価格)の算出方法は次に掲げる(1)~(4)の合計額とする。</p> <p>(1) 直接工事費 * 95%</p> <p>(2) 共通仮設費 * 90%</p> <p>(3) 現場管理費 * <b>80%</b></p> <p>(4) 一般管理費 * 55%</p> <p>ただし、建築・設備工事については、直接工事費のうち、経費計上分(<b>15%</b>相当)は現場管理費とみなす。</p>	<p>・最低制限価格(低入札調査基準価格)の算出方法は、次に掲げる(1)~(4)の合計額とする。</p> <p>(1) 直接工事費 * 95%</p> <p>(2) 共通仮設費 * 90%</p> <p>(3) 現場管理費 * <b>90%</b></p> <p>(4) 一般管理費 * 55%</p> <p>ただし、建築・設備工事については、直接工事費のうち、経費計上分(<b>10%</b>相当)は現場管理費とみなす。</p>
スクラップ処分益の取扱い	※記載なし	スクラップ処分益が計上されている場合は、(1)~(4)の合計額からスクラップ処分益を控除した額

## 2. 建設関係業務低入札調査基準価格の改正

国の建設関係業務調査基準価格の改正に伴い、低入札調査基準価格算出要領を改正しました。

- ① 建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務について、一般管理費等の率を30%から45%とする。
- ② 測量業務について、諸経費の率を40%から45%とする。
- ③ 地質調査業務について、解析等調査業務費の率を75%から80%、諸経費の率を40%から45%とする。

項目	改正前	改正後
建設コンサルタント業務	<p>ア 直接人件費の額</p> <p>イ 直接経費の額</p> <p>ウ その他原価の額 * 90%</p> <p>エ 一般管理費の額 * <b>30%</b></p>	<p>ア 直接人件費の額</p> <p>イ 直接経費の額</p> <p>ウ その他原価の額 * 90%</p> <p>エ 一般管理費の額 * <b>45%</b></p>
補償関係コンサルタント業務	<p>ア 直接人件費の額</p> <p>イ 直接経費の額</p> <p>ウ その他原価の額 * 90%</p> <p>エ 一般管理費の額 * <b>30%</b></p>	<p>ア 直接人件費の額</p> <p>イ 直接経費の額</p> <p>ウ その他原価の額 * 90%</p> <p>エ 一般管理費の額 * <b>45%</b></p>
測量業務	<p>ア 直接測量費の額</p> <p>イ 測量調査費の額</p> <p>ウ 諸経費の額 * <b>40%</b></p>	<p>ア 直接測量費の額</p> <p>イ 測量調査費の額</p> <p>ウ 諸経費の額 * <b>45%</b></p>
地質調査業務	<p>ア 直接調査費の額</p> <p>イ 間接調査費の額 * 90%</p> <p>ウ 解析等調査費の額 * <b>75%</b></p> <p>エ 諸経費の額 * <b>40%</b></p>	<p>ア 直接調査費の額</p> <p>イ 間接調査費の額 * 90%</p> <p>ウ 解析等調査費の額 * <b>80%</b></p> <p>エ 諸経費の額 * <b>45%</b></p>

## 3. 適用日について

上記事項は、平成28年4月1日以降に行う入札公告又は指名競争入札執行(見積徴収)通知から適用します。